（３－３）

# 契　　約　　書

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 賃貸借機器 | 陰圧創傷治療システム |
| 2 | 履行場所 | 大阪府立成人病センターの指定する場所 |
| 3 | 履行期間 | 平成２７年　４　月　１　日から<br>平成２９年　３　月３１日まで |
| 4 | 契約単価 | １台あたり日額　　金　円<br>（ただし、消費税及び地方消費税額を除く） |
| 5 | 契約保証金 | 納　付又は免　除 |

上記の業務について賃借者と賃貸者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記６のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（甲）賃借者　　代表者　大阪市東成区中道一丁目３番３号
地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター
総　　長　　松浦　成昭

（乙）賃貸者　　所在地
商　　号
代表者

（総則）
第１条　甲は、乙から本契約の条項に従い、頭書第1号の賃貸借物件（以下「機器」という。）を賃貸借期間中、頭書第４号の契約単価（以下「契約単価」という。）をもって借り受け、頭書第２号の物件設置場所（以下「設置場所」という。）で使用しなければならない。

（賃貸借機器）
第２条　甲が、乙から賃貸借する機器は、次のとおりとする。
(1) 機器名称　　陰圧創傷治療システム
(2) 製造販売元　　株式会社

（機器の設置）
第３条　乙は、乙の指定する者をして、甲の指定する日までに、甲の指定する場所に機器を設置し、正常な状態で使用できるようにした後、甲の検査を受けるものとする。これに要する費用は全て乙において負担するものとする。

（物件の使用及び保管等）
第４条　乙は、甲の承認を得て、乙の所有権を明示する標識等を機器に取り付けることができる。
２　甲は、設置場所以外の場所に機器を移転しようとするときには、乙の承諾を得なければならない。
３　甲及び甲の医療従事者は、機器が医療機器であることを十分に認識し、添付文書及び取扱説明書を良く理解して使用するとともに、その保管に当たっては、善良な管理者としての注意をはらわなければならない。

（物件の検査）
第５条　乙は、甲の承諾を得て、甲の施設内に立ち入って機器の原状、保管状況を検査することができる。
２　乙は、前項の規定により立ち入るときは、甲の許可を得るものとする。このときにおいて、乙は必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

（秘密の保持）
第６条　乙及びこの契約に関係した者は、契約の履行に当たり、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約満了後についても同様とする。

（個人情報の取り扱い）
第７条　乙は、契約の履行に当たり、個人情報の取り扱いを行うときは、別記の「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（機器の修理等）

第８条　甲は、契約中に機器に故障並びに損傷（以下「故障等」という。）をきたした場合、ただちに乙に対し連絡し、連絡を受けた乙は、修理若しくは代替機への交換を速やかに行うものとする。それに係る費用は契約代金を含まれるものとする。

ただし、故障等の理由が甲の故意又は過失に起因する場合は、それに係る費用は甲が負担するものとする。

（修理時の免責事項）

第９条　機器の修理時におけるハードディスク内のデータは、甲の費用と責任にて必要なバックアップをとるものとする。

２　機器の修理において、機器の不具合等の理由で、甲が機器のハードディスク内に保存されているデータのバックアップを取ることができない場合であっても、乙は、データの変化、消失などの損失、損害についての一切の責任を負わないものとする。

（機器の滅失き損）

第10条　甲は、甲の故意又は過失により機器をき損したときには、乙と協議の上、甲の費用負担により次のいずれかの処置を行わなければならない。

(1) 機器を完全な状態に復元又は修理する。

(2) 機器と同等な状態若しくは性能の同じ機器と取り替える。

２　甲は、機器が甲の故意又は過失により滅失したときには、乙に対して、当該機器を取得するに必要な費用を乙に支払わなければならない。

３　甲は、天災等の不可抗力により機器がき損し第１項の処置ができない場合、または機器が滅失した場合は、前項に定める金員を乙に支払わなければならない。

（契約代金の請求及び支払）

第11条　乙は、契約代金として、使用日数に契約単価を乗じて得た金額の総和に消費税及び地方消費税額を加算した金額の適法な請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から３０日以内に支払わなければならない。

３　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

（賃貸借料の減額）

第12条　乙は、第８条に定める修理若しくは代替機への交換につき、乙の３営業日以内に対応できなかった場合には、３営業日を超えて機器が使用できなかった日数について、賃貸借料を日割りで減額するものとする。ただし、機器の故障等の理由が甲の故意又は過失に起因する場合は、この限りでない。

２　甲は、前項に定める事由が発生した場合、乙に対して使用不能日数を乙が指定する書式により報告するものとする。

３　乙は、前項の報告に基づき、減額する料金を計算し、請求を予定する直近賃貸借料から減額する。その場合、減額する料金は、１ヶ月を30日として計算する。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第13条　乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

２　乙が前項ただし書きの規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次の各号のとおりとする。

(1)　乙は、地方独立行政法人大阪府立病院機構又は大阪府から入札参加停止措置を受けている者（以下「入札参加停止措置」という。）（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けたものを除く）若しくは大阪府から入札参加除外の措置（以下「入札参加除外措置」という。）を受けている者又は第15条第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2)　乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

３　乙は、乙又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例458号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

４　甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者又は第15条第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

（甲の解除権）

第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　乙の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4)　この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5)　故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(6)　乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(7)　第13条第４項の規定により、甲から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、乙がこの求めに応じなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の100分の

５に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。
３　前項の場合において、甲は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
４　前２項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
５　乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年５パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
(2)　役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
(3)　役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
(4)　役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(5)　第13条第１項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第４号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の５に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条の２　甲はこの契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し書面をもって通告することにより、この契約を解除することができる。
(1) 私的独占の禁止及び公正取引に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
(2) 独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第20条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
(3) 独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。
(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は同法第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく

公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

(5) 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第３条第４項第２号に該当すると認められたとき。

（賠償額の予定等）

第16条　乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約が完了した後も同様とする。

(1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第49条第７項の規定により確定（同法第52条の第５項の規定により確定したときを含む。）したとき。

(2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第50条第５項の規定により確定（同法第52条の第５項の規定により確定したときを含む。）したとき。

(3) 独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（同法第66条第３項の規定により原処分を全部取り消す審決又は第67条第２項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。）に対して乙が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 第14条の２第４号に規定する刑が確定したとき。

(6) 第14条の２第５号に該当したとき。

２　前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の100分の10に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第17条　この契約書に定めのない事項又は契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（別　記）

# 特　記　仕　様　書

Ⅰ　不当介入に対する報告・届出等

1　乙は、契約の履行に当たって、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

2　報告・届出は、不当介入報告・届出書により、速やかに、甲に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告・届出書を各々提出するものとする。

3　乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

Ⅱ　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

1　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

2　乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（事務従事者への周知）

3　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

4　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（適正管理）

5　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

6　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

7　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

9　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個

人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、法令等により乙が保持を義務付けられている個人情報についてはこの限りではない。

(廃棄)

10　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

ただし、法令等により乙が保持を義務付けられている個人情報についてはこの限りではない。

(調査)

11　甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

12　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。